相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市小浜七七六番地、最後の住所大阪府大阪市西成区千本中二丁目七番五号　被相続人　亡　髙橋　廣政

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十五日　大阪市北区西天満四丁目二番二号ＯＤＩ法律ビル三〇一号　相続財産管理人　弁護士　小林　あや

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市都島区東野田町五丁目二〇番地、最後の住所大阪市旭区太子橋三丁目一六番二四号　被相続人　亡　竹中淳之助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十五日　大阪市中央区北浜二丁目一番五号平和不動産北浜ビル四階　相続財産管理人　弁護士　白井啓太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市中区西平塚町二一番地、最後の住所山口県周南市権現町四番一七号　被相続人　亡　谷川キクエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十五日　山口県周南市みなみ銀座一丁目一五番地和光ビル三階　相続財産管理人　弁護士　椎木　謙太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市高砂町三丁目一一三番地、最後の住所愛媛県松山市余戸東五丁目八番二三号　被相続人　亡　竹林　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十五日　愛媛県松山市喜与町二丁目三番地二三　相続財産管理人　弁護士　谷　正之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県東温市則之内甲一七七〇番地、最後の住所愛媛県東温市南方一七六六番地一特別養護老人ホームガリラヤ荘　被相続人　亡　宇和川　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十五日　愛媛県東温市見奈良一五四〇番地二〇アイリス司法書士事務所　相続財産管理人　司法書士　酒井　充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県出水市今釜町九五番地、最後の住所鹿児島県出水市中央町二八二番地　被相続人　亡　井上　敏夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年九月二十五日　事務所鹿児島県鹿児島市名山町一番三号鹿児島ビル三階大脇総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大脇　通孝

無縁墳墓等改葬公告

適正な霊園管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知ください。

平成二十九年九月二十五日

一　墳墓等所在地　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二

一　墳墓等の名称　冨士霊園

一　九三番Ａ　上原家、二区二号二三一八番　小寺家、三区一号一七〇三番　谷口家、三区一号二八三六番　長元家、三区二号二二三七番　高橋家、三区二号三三一七番　山本家、三区三号〇八八〇番　石橋家、七区二号〇九八三番　比嘉家、八区一号二二七〇番　小林家、八区二号一一七三番　大沢家、十一区三号二二九六番　堀家、十一区三号二三二〇番　海土泊家、十一区五号一〇五七番　赤木家、十一区八号〇四三八番　芹澤家、十三区一号〇三〇五番　岡崎家、十三区一号〇八六五番　潮田家、十三区一号一五四三番　久保田家、十三区一号一七〇五番　渡辺家、十三区三号一〇一三番　石井家、十三区三号一五九〇番　森崎家、十三区三号一六五七番　用松家、十三区五号二七八七番　栗田家

一　死亡者の本籍及び氏名　各死亡者の本籍は不詳　二区一号〇九四〇番　堀口愼吾、堀口瑠美子　二区二号二一九三番Ａ　上原房子、上原ハル、水子、上原義雄　二区二号二三一八番　小寺克宣、小寺梅、小寺長松、小寺俊博　三区一号一七〇三番　谷口登江、谷口録、森泉俊明、久賀谷みよ、谷口総子、森泉多恵子　三区一号二八三六番　長元宇一、長元一修　三区二号二二三七番　高橋テイ子　三区二号三三一七番　死胎児　三区三号〇八八〇番　石橋てる子　七区二号〇九八三番　比嘉里実、比嘉ハル子　八区一号二二七〇番　小林栄三郎、小林多津江　八区二号一一七三番　清水きく、大澤正二、大沢治二　十一区三号二二九六番　堀あい　十一区三号二三二〇番　海土泊崇、海土泊高子、海土泊一夫　十一区五号一〇五七番　赤木とみゑ　十一区八号〇四三八番　芹澤良一、芹澤とし江　十三区一号〇三〇五番　藤浦幸雄、岡崎マスヨ、岡崎昇、藤浦清子　十三区一号〇八六五番　潮田好美、潮田竹松、潮田とら、潮田實、潮田京子、潮田俶夫、潮田国広、潮田みとり　十三区一号一五四三番　斉藤忠雄、久保田整　十三区一号一七〇五番　渡辺隆助、渡辺信雄、渡辺フミ子、渡辺マサ、渡邉伊三郎、渡邉カズ子　十三区三号一〇一三番　石井すま、石井博、石井八太郎、石井銀藏　十三区三号一五九〇番　森崎秀一、増戸シン、森崎靖子　十三区三号一六五七番　死胎児　十三区五号二七八七番　栗田光男、栗田和子、栗田正雄、栗田はつ、栗田はる、栗田政治、栗田きみ江

一　改葬を行おうとする者　静岡県駿東郡小山町大御神八八八番地の二　公益財団法人冨士霊園

第56期決算公告

平成29年9月25日　東京都大田区西蒲田八丁目４番12号
ユザワヤ商事株式会社
代表取締役社長　畑中　喜雄

貸借対照表の要旨　（平成29年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	15,938,535	流動負債	1,657,225
固定資産	5,960,466	固定負債	9,997,418
繰延資産	86,125	**負債合計**	**11,654,644**
		株主資本	10,330,483
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,433,528
		その他資本剰余金	1,433,528
		利益剰余金	10,802,527
		利益準備金	85,200
		その他利益剰余金	10,717,327
		（うち当期純利益）	(1,696,054)
		自己株式	△2,005,572
		純資産合計	**10,330,483**
資産合計	**21,985,127**	**負債・純資産合計**	**21,985,127**

第21期決算公告

平成29年9月25日
福島県双葉郡楢葉町大字山田岡字美シ森８番
株式会社Ｊヴィレッジ
（旧）株式会社日本フットボールヴィレッジ
代表取締役社長　内堀　雅雄

貸借対照表の要旨　（平成29年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	747,052	流動負債	57,352
固定資産	36,301	固定負債	0
有形固定資産	28,058	**負債合計**	**57,352**
無形固定資産	199	株主資本	726,001
投資その他の資産	8,044	資本金	490,000
		利益剰余金	236,001
		利益準備金	4,721
		その他利益剰余金	231,280
		（うち当期純利益）	(75,244)
		純資産合計	**726,001**
資産合計	**783,353**	**負債・純資産合計**	**783,353**